

せんだい農業園芸センター拠点 B 運営事業 リスク分担表

リスク項目	No	リスクの内容	負担者		備考	
			市	事業者		
募集要項	1	募集要項の誤りによるもの、内容の変更に関するもの	○			
応募書類	2	応募に必要な図書等の作成費用の負担に関するもの		○		
契約締結	3	市の責に帰すべき事由により事業用借地権設定等契約ができない場合	○		証拠金は無利息返還	
	4	事業者の責に帰すべき事由により事業用借地権設定等契約ができない場合		○	証拠金は市が取得する	
	5	事業用借地権設定等契約に関し議会の承認が得られない場合	○		証拠金は無利息返還	
社会	周辺住民への対応	6	本事業の推進そのもの及び市の提示条件に対する周辺住民等の反対運動・要望活動・苦情・訴訟等に関するもの	○		
		7	上記以外の事項に対する周辺住民等の反対運動・要望活動・苦情・訴訟等に関するもの		○	
		8	事業者が実施する事業に必要な周辺住民等の対応に関するもの		○	
	環境保全	9	事業者が実施する事業に起因する騒音、振動、水質汚濁等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するもの		○	
	第三者賠償	10	事業に起因して発生する事故等に伴う責任		○	
制度	行政	11	市の政策の変更によるもの(本事業に直接影響を及ぼすもの)		○	
	法制度	12	市が行うべき法手続きの遅延等に起因するもの	○		
		13	事業者が取得すべき許認可の遅延等に起因するもの		○	
	補助金	14	補助金の申請、取得に関するもの		○	
	税制度	15	収益関係税に関するもの		○	
		16	上記以外に関するもの(土地所有者に関するもの)	○		
資金調達	17	当該事業に必要な資金の確保に関するもの		○		
市場	金利変動	18	金利変動による事業者の経費増減		○	
	物価変動	19	物価変動による事業者の経費増減		○	
不可抗力	20	不可抗力(暴風、豪雨、地震、津波、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なもの)に伴い土地又は市が所有する建物が使用不能なとき	○		契約失効	
	21	不可抗力(暴風、豪雨、地震、津波、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なもの)に伴い事業者が所有する建物が使用不能なとき		○		
債務不履行	22	事業者の事業放棄・破たんによるもの		○		
	23	事業用借地権設定等契約書等に示す一定の要件を満たさない場合		○		
	24	事業者の責に帰すべき事由により、期限日までに工事が完成せず、事業実施が不能になった場合		○		
	25	市の指示、議会の不承認(事業者の責に帰すべき事由がある場合を除く)等、市の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、又は当該事業が不要となった場合	○			

設計・施工段階	調査・測量	26	事業者が実施した調査・測量に関するもの	○	○	
		27	埋蔵文化財が出土したとき	○		
	設計	28	市の提示条件の追加、変更等市の要求に基づいた変更によるもの(事業者の責に帰すべき事由による場合を除く)	○		
		29	事業者の指示、判断によるもの		○	
	建設着工遅延	30	市の責に帰すべき事由による建設着工遅延に関するもの	○		
		31	事業者の責に帰すべき事由による建設着工遅延に関するもの		○	
	用地、建物	32	市が募集に際して公表した資料により予見可能な用地、建物の瑕疵に関するもの		○	
		33	その他予見できない用地、建物の瑕疵に関するもの	○	○	協議による解決
	工事監理	34	工事監理に関するもの		○	
	工事費増加	35	市の指示による工事工程、工法変更等に起因する工事費の増加に関するもの	○		
		36	事業者の都合による工事費の増加に関するもの		○	
	工事遅延	37	市の責に帰すべき事由による工事の遅延に関するもの	○		
		38	事業者の責に帰すべき事由による工事の遅延に関するもの		○	
	第三者賠償責任	39	工事に関連して生じた第三者及び公共物の損害に関するもの		○	
	計画変更	40	市の責に帰する事由による計画の変更	○		
41		事業者の責に帰する事由による計画の変更		○		
事業運営	42	事業運営に関するもの		○		
保守・維持管理	維持運営管理費用	43	市の責に帰する事由により事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費用の増大に関するもの	○		
		44	事業者の責に帰する事由により事業内容・用途の変更等に起因する維持管理費用の増大に関するもの		○	
		45	維持管理等の業務委託費用および研修・展示機能の補助金等の継続的な確保		○	議会の承認が得られない場合
	施設瑕疵	46	事業運営に影響する施設の瑕疵		○	
	施設・設備損傷	47	施設設計、施工に起因するもの		○	
		48	市の所有する建物・設備の経年変化に伴う修繕に関するもの	○		
		49	事業者の所有する建物・設備の修繕及び市の所有する建物・設備の上記49以外の修繕に関するもの		○	
		50	事故、火災等によるもの		○	
事故	51	事業者が行う運営業務に関する事故等に起因するもの		○		
長寿命化大規模改修	52	市が行う長寿命化大規模改修に関するもの	○			
現状復帰義務	52	事業契約満了時の登記手続、事業者側の清算に要する費用に関するもの		○		
	53	事業施設の撤去		○		